

電子版

# 脱農薬てんとう資料集

第1号

## 住宅地や学校での農薬使用について

(2004年6月)

発行 反農薬東京グループ

〒202-0021 東京都西東京市東伏見 2 - 2 - 28 - B

電話 / ファックス : 0424-63-3027

E-mail : mtsuji@jcom.home.ne.jp

URL <http://home.e06.itscom.net/chemiweb/ladybugs/>

# 目次

はじめに	2
1 , 通知「住宅地等における農薬使用について」	3
1 - 1 通知「住宅地等における農薬使用について」	
1 - 2 関係省庁からの通知	4
1 - 3 東京都の対応	
2 , 農水省への要望と回答	
2 - 1 生活環境での農薬使用の規制を求める要望(2003/4/23)	
2 - 2 要望への回答	
2 - 3 生活環境での農薬散布による健康被害の例	
3 , 通知後の各地の動き	
3 - 1 反農薬東京グループの提案	
3 - 2 都道府県・市町村の対応	
3 - 2 - 1 埼玉県の場合	
3 - 2 - 2 西東京市の場合	
3 - 2 - 3 世田谷区教育委員会の場合	
3 - 2 - 4 岩国市の場合	
4 , 農水省のその後の指導内容	
4 - 1 対象害虫、対象樹木、希釈倍率について	
4 - 2 現地混合について	
5 , 東京都の樹木殺虫剤散布に関するガイドライン	

## 付録

埼玉県が出したチラシ

本資料集関連サイトやページ

もくじの各項目をクリックすれば、該当ページに移ることができます。

見本では、1から3ページのまでしかありません。

## はじめに

住宅地や学校、保育所、病院などの周辺や街路樹、公園、森林、農地などでの農薬散布によって健康被害を受ける人が増えています。特に、最近問題になっている化学物質過敏症やアレルギー患者、妊婦、乳幼児など農薬弱者は深刻な影響を受けています。

反農薬東京グループは、長年、生活環境での農薬散布を減らすために、さまざまな運動をしてきました。2003年3月に施行された改定農薬取締法では、防除業者の届出制度を廃止し、非食用作物への散布は努力規程に止どめるなど、私たちの要望とは程遠いものだったため、化学物質過敏症患者などとともに、何度も要望を繰り返してきました。

2003年4月の話し合いで、ようやく、農水省農薬対策室は「指導通知を出す」と約束しました。しかし、「早急に」と言っておきながら、実際に農水省消費・安全局長名で「住宅地等における農薬使用について（以下、「通知」と省略）」という通知が出されたのはその年の9月に入ってからでした。

「通知」の内容そのものは、従来より一歩踏み込んだもので、病虫害の発生の有無に関わらず定期的に農薬散布することはやめる、被害が発生した場合にその部分のせん定や捕殺等で対処する、日頃から病虫害の早期発見に努める、やむをえず農薬を使用する場合でも、散布はできるだけ避ける、どうしても農薬散布しなければならない場合は、農薬の飛散が住民、子供等に健康被害を及ぼさないよう最大限注意するとして、5点の注意事項をあげています。（詳しくは、「通知」参照）

また、住宅地周辺での農地（市民農園や家庭菜園も含む）の病虫害防除についても同様の注意点をあげています。

農薬対策室は、縦割り行政の苦い経験から、たとえば、街路樹を担当している国土交通省、学校に権限を持っている文部科学省、公共施設の多い厚生労働省、環境省などからも同じ通知を出してもらおうよう努め、そのために、通知の発出が遅れたのだと説明しています。農水省から出た通知だけでは、街路樹や公園、学校などでの農薬散布の注意事項が守られないということです。

最終的に5つの省から「通知」が出されましたが、「通知」が出れば、自動的に末端の農薬使用者にまで趣旨が徹底すると思うのは、楽天的すぎます。埼玉県のようにすぐ対応するところもありますが、何も変わらないところの方が多いのです。まして、この「通知」には罰則がなく、違反したからといって食用作物を生産する農家に科せられたような罰金も懲役もありません。いちいち、自治体の施設管理者や防除業者などに働きかけ、中止を求めないと何も変わりません。ただし、農薬散布委託者が自治体の場合は申し入れれば比較的スムーズに改善させることができます。

この資料は、住宅地や学校での農薬散布に重点をおいて、まとめたものです。大いに利用して生活環境での農薬散布をなくしていきましょう。

# 1 , 通知「住宅地等における農薬使用について」

## 1 - 1 農水省消費・安全局長通知

以下に2003年9月16日の農水省プレスリリースと通知本文を掲載します。

\*\*\*\*\* プレスリリース \*\*\*\*\*

平成15年9月16日  
農 林 水 産 省

### 住宅地等における農薬使用について

住宅地等における農薬使用の適正化を図るため、下記のとおり通知することとしましたので、お知らせします。

#### 記

件名	住宅地等における農薬使用について（通知）
発出者	農林水産省消費・安全局長
発出先	地方農政局、沖縄総合事務局、関係省庁（文部科学省、厚生労働省、国土交通省等）他 ----- 主な発出先への通知文書の写しのリンクはこちら （2ページ以降及び別紙の写しを省略しているものもあります） <b>リンク先のファイルは全てPDFファイルになっております。</b> ・地方農政局      ・北海道農政事務所      ・沖縄総合事務局 ・文部科学省      ・厚生労働省      ・国土交通省 ・経済産業省      ・環境省
発出年月日	平成15年9月16日
内容等	昨年改正された農薬取締法第12条第1項の規定に基づき定められた農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第6条においては、農薬使用者は住宅地等において農薬の飛散防止措置を講ずるよう努めなければならないと規定されている。 これを受けて、公共施設や住宅地に近接する場所における病害虫の防除については、極力、農薬散布以外の方法をとるべきことのほか、やむを得ず農薬を使用しなければならない場合の注意事項（散布に関する事前の周囲への周知、飛散防止のための天候や時間帯に関する配慮等）等を定め、農薬使用者等に対する遵守指導について関係省庁を含む関係者あて要請した。

参考 : 当該通知文書については、閲覧用として報道室に置いてあります。

問合せ先：消費・安全局 農産安全管理課  
農薬対策室 室長 澤田 清